

答申第 63 号

「慰謝料等の額を決定した経過を示す文書の非開示決定（不存在）に係る審査請求
に対する裁決」についての答申

栃木県情報公開審査会

第1 審査会の結論

栃木県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「宇都宮東署による誤測定事件の対象者に対する慰謝料を免許取り消し・停止処分を受けた者のみとし、その額を4,200円と決定した経緯を示す文書」（以下「本件公文書1」という。）及び「宇都宮東署による誤測定事件の対象者のうち、違反者講習や裁判に出席した者に支払う金額を5,700円と決定した経緯を示す文書」（以下「本件公文書2」という。）について、いずれも非開示決定（以下「本件処分」という。）をしたことは妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人は、実施機関に対し、平成25年4月5日付けで本件公文書1及び2の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

実施機関は、本件開示請求に対して、いずれの公文書も保有していないとして、平成25年4月16日付けで、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定に基づき本件処分を行った。

本件審査請求の趣旨は、本件処分について、その処分を取り消し、本件公文書1及び2を開示するとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由等

審査請求人の審査請求書及び口頭意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

私は、平成25年3月14日に栃木県警の警察官2名の訪問を受け、宇都宮東署による誤測定事件に関し、代理人として慰謝料及び賠償金の支払いについて説明を受けた。

しかし、「なぜ慰謝料の支払いが免許・免停・免許取り消しになった者だけなのか。」「なぜ就業不能保障に自賠責の金額を準用したのか。」についての十分な説明がなかった。

額を提示した以上、額は決定しているものと解する。担当者が支払額と対象者を決めたにせよ、起案文書により決裁権者の決裁を受けたはずである。

警察といえども行政機関であるのだから、数千万円もの公金を支出するにあたり、文書が存在しないはずがない。

第3 実施機関等の主張要旨

栃木県公安委員会の開示決定等理由説明書及び実施機関の職員に対する意見聴取における主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 示談交渉の基礎となる金額については、平成13年金融庁国土交通省告示第1号「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」（以下「告示第1号」という。）に基づくこととしたものであるが、本件開示請求にかかる文書を作成していないため、条例第11条第2項を適用して本件処分を

行った。

- 2 審査請求人は昨年にもほぼ同様の開示請求を行っている。そのときにも該当公文書は存在しないと説明した。さらに、告示第1号に基づいて示談交渉を行う旨、当該告示を提示して説明している。

第4 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 具体的な判断

(1) 対象公文書について

本件開示請求は、本件公文書1及び2の開示を求めるものである。

実施機関は、いずれの公文書も作成していないことから不存在であると主張しているため、当審査会としては、本件公文書の保有の有無について検討した。

(2) 本件経過について

栃木県会計局が作成している財務会計マニュアル（以下「財務会計マニュアル」という。）による賠償金の支出を行う際の事務の流れと審査請求人の主張及び条例第23条第4項の規定に基づき諮問庁から提出された文書により本件の処理経過をまとめると次のとおりとなる。

財務会計マニュアルによる事務の流れ	本件の処理経過		
	年月日	賠償金等支払い関係	開示請求関係
損害の発生 ↓	平成 23 年 7 月～ 平成 24 年 5 月	速度測定装置の誤操作による速度超過違反者の検挙	
交渉・示談 ↓	平成 25 年 3 月 14 日	示談交渉（実施機関職員が、審査請求人に対し、慰謝料及び賠償金の支払いについて説明した。）	
	4 月 5 日		本件開示請求

示談書等締結 伺及び執行伺 ↓ 決裁	4月16日		本件処分
	5月20日	『宇都宮東警察署員による速度測定装置の誤操作による速度取締りに係る損害賠償について』（以下「執行伺」）起案 ※執行伺では、相手方（支払先）、県の過失割合、支出額、支払方法、支出科目、充当予算及び支出期日等を伺っている。ただし、「額を決定した根拠」についての記載はない。	
	平成25年 5月31日	執行伺決裁	本件審査請求

(3) 本件公文書の保有の有無について

審査請求人は、「額を提示した以上、額は決定しているものと解する。」「行政機関が数千万円もの公金を支出するにあたり、文書が存在しないはずがない。」と主張しているが、審査請求人が開示請求を行ったのは、財務会計マニュアルにおける「交渉」の段階である。実施機関は、提示する額の決定に当たって実施機関内での検討などは行ったが、文書を作成することまではせず、この段階での文書は存在しないと主張している。財務会計マニュアルによれば、示談交渉前に方針について伺わなければならないとする特段の定めはなく、示談成立後に「示談書等締結伺及び執行伺」を作成するという流れが示されているのみである。そのため、本件公文書1及び2を作成していないという実施機関の説明に不自然な点があるとまでは言えず、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

3 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年7月10日	諮問書の受理
平成25年9月18日	開示決定等理由説明書の受理
平成25年11月19日 (第236回審査会)	審議（経過等説明）
平成25年12月17日 (第237回審査会)	・実施機関の職員からの意見聴取 ・審議
平成26年2月4日 (第238回審査会)	・審査請求人の口頭意見陳述 ・審議
平成26年3月4日 (第239回審査会)	審議
平成26年6月24日 (第241回審査会)	審議
平成26年7月22日 (第242回審査会)	審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
菊池昌彦	株式会社とちぎテレビ常務取締役	
塚本純	宇都宮大学教授	会長
根本智子	弁護士	
廣木昭男	元県立高等産業技術学校長	会長職務代理者
堀 眞由美	白鷗大学教授	